

山梨県企業局温泉事業未収金回収業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱

1 趣旨

本業務は、山梨県企業局が行う温泉事業において回収が滞っている温泉使用料未収金の回収を、債権回収のノウハウや実績を有する事業者へ委託することにより、温泉使用料未収金の早期解消を実現することを目的とする。

この実施要綱は、基本的な委託業務の内容を定めるとともに、事業者のノウハウを最大限に活用する観点から、業務の具体的な遂行方法は事業者の提案と裁量に委ねるものとして本業務の受注者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を説明するものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

山梨県企業局温泉事業未収金回収業務

(2) 業務の概要

温泉使用料未収金のうち、次に定める債権の回収業務

(3) 委託する債権

委託する債権は、原則として次のとおりとする。

ア 当局からの催告では円滑かつ効率的な回収が見込めないもの。

イ 契約者の転居、死亡等により請求先が不明となっているもの。

ウ その他、当局からの催告の続行が適当でないと認められるもの。

なお、平成30年7月1日現在、予定している委託債権は、16件で約1,470万円である。

(4) 委託する業務の内容

催告業務

ア 催告方法

- ・ 催告書等の文書送付と架電等により行うこと。
- ・ 催告書等には、納入期限を記載し、併せて支払方法の相談を受け付ける旨も記載すること。

イ 催告回数

- ・ 未払いの状態が継続している場合は、各滞納者に対し継続的に行うこと。

調査業務

- ア 転居等により催告先が不明となっている場合は、住所等を追跡し判明した住所等へ催告書等を送付すること。
- イ 滞納者等の死亡時には相続人調査及び全ての相続人の所在調査を行い、適宜、催告を行うこと。

収納業務

- ア 滞納者等からの入金方法は、原則として銀行振込によることとし、口座で管理すること。その振込先口座は、新たに山梨県企業局の預かり口座を弁護士名又は弁護士法人名で設け、預かり口座は、本業務以外に利用しないこと。
- イ 回収金の当局への納付
回収金は、毎月末時点で締め、当局が作成、送付する納入通知書により、当局が指定する日までに納付すること。

報告業務

- ア 回収の実績については、毎月末時点で締め、翌月の指定する日までに口座の入金状況を示す書類とともに、文書にて報告すること。
- イ 分納による回収見込額及び居所不明等による催告停止案件等、当局が必要とする統計データについて、甲の指示に応じて報告すること。

(5) 分納の取扱い

分納の申し出

受託者による催告の結果、滞納者等から分納の申し出があった場合は、滞納者等の収入や財産の状況等を勘案し、一括納付は困難であるが継続的な納付が見込めると受託者が判断した場合は、分納の申し出を認めることとする。

また、毎月の分納額についても、できるだけ早期の完納を図ることを前提に、滞納者等と交渉のうえ受託者の判断によるものとする。

分納誓約書

分納を認めた場合は、滞納者等に分納誓約書を提出させるものとする。

分納の管理

毎月納期限に分納金の入金状況を確認するとともに、遅滞した滞納者等に対しては、(4) に定める方法により督促するものとする。

収納・報告

分納の場合も、収納業務については(4)、報告業務については(4)に定める方法により行うものとする。

(6) 催告停止案件の取扱い

催告停止案件

(4) に定める方法にもかかわらず、次に該当する場合は催告を停止し、個々の委託債権は当局に返却すること。

ア 消滅時効の援用、破産、債務者死亡・相続人なし等、催告の続行が不可能であると判明したもの

イ その他、当局と協議した結果、催告の続行が困難であると判断したもの

報告

催告停止案件については、その顛末を(4) に定めるとおり、個々の委託債権ごとに報告するとともに、根拠書類を併せて提出すること。

(7) 提供する情報等

提供情報

ア 受託者に対して提供する、委託する債権に関する情報は、以下のとおりとする。原則として、滞納者の情報とし、滞納者の死亡時は、相続人の情報とする。なお、いずれも甲が保有している情報に限る。

・氏名、生年月日、住所、電話番号、債権額、請求書発行日、最終支払日、その他、債権を特定し、滞納者等に催告する際に必要な情報

イ 滞納者又はその家族から催告にかかる問い合わせがあり、その内容が、提供する情報以外に及ぶときは直ちに当局あて照会するものとする。

提供時期・方法

情報提供時期及び方法は、受託者と協議して定めるものとする。

(8) 契約期間

契約期間は、契約締結日から平成31年3月31日までとする。

(9) 委託料(成功報酬)

委託料は成功報酬のみとし、委託料の取扱いは次のとおりとする。

委託料の算出

各月の回収した金額の合計額に手数料率を乗じて得た額(一円未満は、切り捨て)に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額(一円未満は、切り捨て)を支払う。

委託料の支払方法

受託者は、(4) イ及び(4) アに定める当局への回収金の納付及

び報告に併せて毎月請求書を送付し、当局は当該請求書及び報告に基づき受託者に委託料を支払うものとする。

(10) 個人情報保護

当局から提供する個人情報については、その取扱に特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないように措置すること。

上記を担保するため、契約の際には、特記事項として契約書に記載する。

(11) その他

本要綱に定めのないものは、企画提案書の提案内容を踏まえ、契約を締結する際に当局及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

3 受託者選定に関する事項

(1) 日程等

主な日程は下記のとおりである。

要領、様式の交付開始	平成30年8月1日(水)
参加表明書類等の提出期限	平成30年8月24日(金)
審査委員会	平成30年8月下旬予定
選定結果通知	平成30年9月上旬予定
契約締結	平成30年9月下旬予定

(2) 参加資格要件

以下の要件を全て満たすものとする。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)第4条に規定する弁護士、同法第30条の2に規定する弁護士法人または、司法書士法(昭和25年法律第197号)第4条に規定する司法書士、同法第26条に規定する司法書士法人であること。

なお、司法書士及び司法書士法人にあっては、140万円を超える債権について、提携弁護士等による対応が可能であること。

平成30年4月1日現在、過去3年間において、地方公共団体及び医療機関等で類似の債権回収業務受託実績があること。

山梨県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)に規定する暴力団員等でないこと。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始

の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(3) 提出書類及び部数

プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加表明書、企画提案書及び手数料見積書、誓約書を指定期間中に提出しなければならない。

山梨県企業局温泉事業未収金回収業務プロポーザル参加表明書

(様式第1号)	1部
企画提案書(A4版、任意様式)	4部
手数料見積書(成功報酬)(様式第2号)	1部
誓約書(様式第3号)	1部

(4) 提出方法

提出方法は、事前連絡のうえ持参又は書留郵便(期限内必着)とする。

(5) 提出期間

平成30年8月1日(水)~平成30年8月24日(金)

なお、書類の交付及び提出、問い合わせ等は平日9時から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(6) 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県企業局総務課経営企画担当
電話 055-223-5394 FAX 055-237-8162
mail kigyosom@pref.yamanashi.lg.jp

(7) 質問及び回答

質問書(様式第4号)提出方法

質問は質問書の提出により行い、口頭による質問は受け付けないものとする。(メール・郵送・FAXの何れかに限る。)

提出先

(6)のとおり

受付期間

平成30年8月1日(水)~8月7日(火)

質問書への回答

質問書に対する回答は、平成30年8月10日(金)までに山梨県企業

局総務課のホームページに掲載することにより、全ての参加希望者に周知する。

(8) ヒアリング

提案者に対して、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。その場合は、提案者に対して日程等を連絡する。

(9) 最優秀提案者の選定

選定の方法

提出書類等を踏まえて、山梨県企業局温泉事業未収金回収業務委託業者選定審査会（以下「審査会」という。）が総合的に審査し、最優秀提案者を選定する。

評価項目と評価基準

企画提案書の評価は、次の項目について行う。

業務実施方針

ア 基本的な取り組み姿勢

- ・温泉事業や温泉事業未収金の性質を理解した上での取り組みとなっているか。
- ・当局の信頼性の確保に配慮されているか。
- ・法令遵守が確保されているか。

イ 業務の特色

- ・本業務を実施する際、事業者が有するノウハウ、回収率向上のための工夫が最大限に活かされているか。

実施体制

ア 業務執行体制と責任体制

- ・本業務を実施するための適切な組織体制（管理責任者、配置人員数等）が明確にされているか。
- ・トラブル発生時の対応体制が明確にされているか。

イ 業務実施予定人員

- ・業務実施に関する知識、経験及び有用な資格を有する担当者を配置するなど適切な人員が確保されているか。

業務執行方法

ア 催告方法、回数、スケジュール

- ・本要綱2を踏まえた提案となっているか。
- ・催告する内容は適正、妥当なものか。
- ・滞納者等に対する催告の方法、回数、スケジュールは妥当なものか。

か。

イ 居所不明者等の住所等の調査方法

- ・本要綱 2 を踏まえた提案となっているか。
- ・住所等調査の対象者の範囲は広範なものとなっているか。
- ・居所不明発覚から調査までの方法、スケジュールは妥当なものか。
- ・滞納者等の死亡時の調査範囲、催告方法は妥当なものか。

ウ 滞納者からの回収金の収納・管理及び当局への納付方法

- ・本要綱 2 を踏まえた提案となっているか。
- ・方法は妥当なものか。

エ 滞納者からの相談（分納等）に対する対応方法

- ・本要綱 2 を踏まえた提案となっているか。
- ・分納の取扱方針・対応方法が明確となっているか。
- ・分納の取扱方針・対応方法は妥当なものか。

オ 催告停止案件の考え方

- ・本要綱 2 を踏まえた提案となっているか。
- ・催告停止案件の考え方が明確となっているか。
- ・催告停止案件の考え方は妥当なものか。

カ 回収実績等の報告方法、内容

- ・本要綱 2 を踏まえた提案となっているか。
- ・報告方法、内容は妥当なものか。

キ その他の提案（未収金早期解消に対する支援サービス等）

- ・未収金の早期解消に資するものか。
- ・当局にとって有益なものか。

受託するにあたって、1 債権（又は 1 債務者）あたりの最低取扱い額がある場合はその額を記載すること。（例：千円）

未収金回収業務の受託実績

ア 過去 3 年間における地方公共団体及び医療機関等での類似の債権回収業務受託件数・金額及び回収実績（件数・金額）

- ・受託件数は豊富か。
- ・回収実績は高いか。（特に 2 ～ 3 年以上の長期滞納未収金の回収率）

個人情報保護の考え方、体制

ア 個人情報保護に関する規程の整備

- ・個人情報保護に関する考え方が明確になっているか。
- ・個人情報保護に関する規程が整備されているか。

イ 個人情報保護に関する体制

- ・個人情報保護体制が明確になっているか。

ウ 情報漏洩等トラブル発生時の対応体制

- ・情報漏洩等トラブル発生時の対応マニュアルが整備されているか。
- ・職員の研修が実施されているか。

委託業務に関する費用（成功報酬の割合）

(10) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に書面で通知するとともに、山梨県企業局総務課のホームページに掲載する。（平成30年9月上旬予定）

(11) 契約の締結

(9)により最優秀提案者として選定された者と契約交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、(9)に基づき順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(12) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ヒアリングの時間に遅れた者

参加表明書類等に虚偽の記載をした者

(13) その他

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

参加表明書類等の作成及び提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

ヒアリングを実施する場合、ヒアリング実施会場への旅費等の諸経費は提案者の負担とする。

提出された参加表明書類等は返却しない。

提出された参加表明書類等は、提案者の選定及び提案者の評価・審査以外に参加者に無断で使用することはない。

参加表明書類等の提出期限後の差し替え、変更、再提出及び追加については原則として認めない。

参加表明書類等の外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

提出された参加表明書類等は、山梨県情報公開条例に基づき公開する場合がある。

提出された参加表明書類等は、選定評価を行う作業に必要な範囲又は

の場合において、複製を作成することがある。

4 その他

委託債権のうち、給湯契約が継続中のものについては、給湯停止及び契約解除に向けての事務手続の代行を別途、契約することがある。

様式第 1 号

山梨県企業局温泉事業未収金回収業務プロポーザル参加表明書

平成 3 0 年 月 日

山梨県企業局

公営企業管理者 宮澤雅史 殿

(参加者)

所在地

名称

代表者職・氏名

印

(担当者)

所属

職・氏名

電話番号

FAX 番号

e-mail

山梨県企業局温泉事業未収金回収業務プロポーザルに参加の意思がありますので、別添のとおり書類を提出します。

なお、参加資格を満たしていること及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第 2 号

手数料見積書（成功報酬）

平成 3 0 年 月 日

山梨県企業局
公営企業管理者 宮澤雅史 殿

（参加者）
所在地
名称
代表者職・氏名 印

（担当者）
所属
職・氏名
電話番号
FAX 番号
e-mail

山梨県企業局温泉事業未収金回収業務に係る見積額

見積額	委託する回収対象債権に対する 成功報酬の割合	回収した債権額の . % (消費税及び地方消費税を除く)
-----	---------------------------	---------------------------------------

様式第3号

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、貴局が必要な場合には、山梨県警本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- 2 前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

山梨県企業局

公営企業管理者 宮澤雅史 殿

（参加者）

所在地

名称

代表者職・氏名

印

生年月日

誓約書には、法人の役員名簿を添付すること。

様式第 4 号

質 問 書

平成 3 0 年 月 日

山梨県企業局

山梨県公営企業管理者 宮澤雅史 殿

(質問者)

所 在 地

名 称

所 属

職 ・ 氏名

電話番号

FAX 番号

e-mail

項 目	質問内容